

北国街道

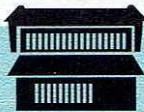
今庄宿プロジェクト

今庄宿まちなみ景観ガイドライン



このガイドラインは、住民みんなが協力し合いながら今庄宿のまちなみを守り育てていくために、「家を直したり、家を建て替えたりする時に配慮すること」を取りまとめたものです。みんなの手で今庄宿のまちなみを大切にし、将来に引き継いでいきましょう。

今庄宿プロジェクト協議会
南越前町



今庄宿のまちなみの特徴

今庄宿のまちなみ

今庄宿は江戸時代を通じて、宿場として越前で最も繁栄したところです。越前初代藩主結城秀康は北陸道を整備する際、今庄を重要な宿場として計画的に町並みを造らせました。

文化年間（1804～1818年）には、街道に沿って南から北へと上町・観音町・仲町・古町・新町の5町があり、その町並みは約1キロメートルに及び、後の天保年間（1830～1844年）には、戸数290余軒、町家として旅籠屋55軒と記されるほど、人々の往来の中で繁盛を極めていました。

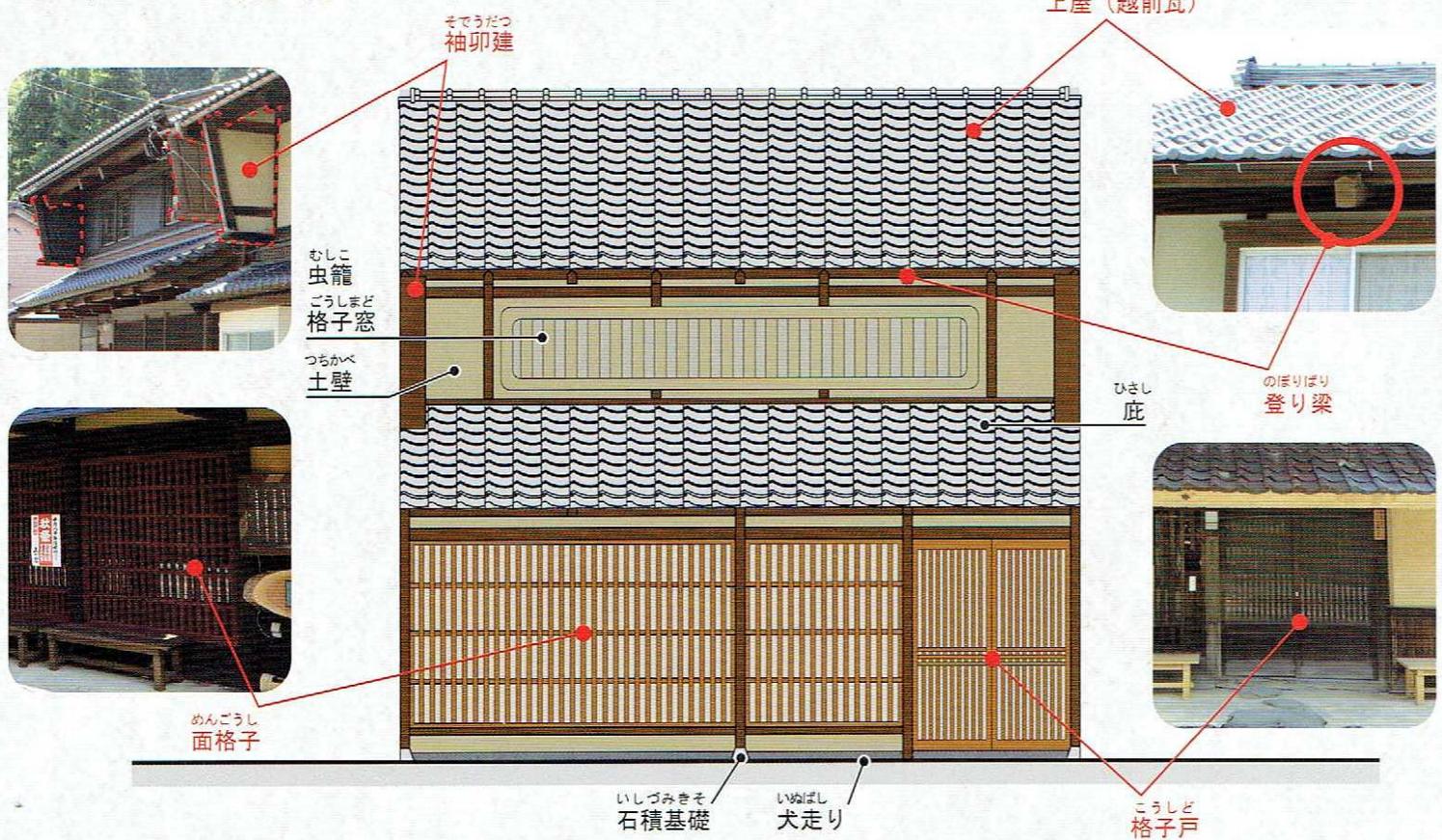
今庄宿は西谷川の扇状地に形成され、高低差のある地形条件のもとで北国街道の両側に造り酒屋や町家等がくしの歯のように軒を連ねています。

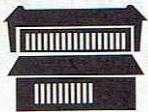
今庄宿の一般的な敷地は、間口が四間から五間（約7.2～9m）、奥行が二十間（約36m）前後であり、町家敷特有の短冊形の屋敷地が街道に沿って形成されていました。北国街道は、本陣や脇本陣等が集中していた仲町では約五間（約9m）、周辺では二～三間（3.6～5.4m）の道幅があり、宿場の中で縦横に走る細い路地とともに町並みの骨格を形成しています。北国街道や路地はほぼ当時のまま引き継がれ、造り酒屋や町家、土蔵などを色濃く残しながら、人々の生活が息づいているところに今庄宿の魅力があります。

平成23年度には、福井県伝統的民家群保存活用推進地区（「北国街道今庄宿」地区）の指定を受け、現在は伝統的民家等の認定の推進・町並み景観の保全等に取り組んでいます。

伝統的民家の特徴

多くの町家は切妻平入で、豪雪にも耐える構造として造られた登り梁、隣家からの火事が燃え移るのを防ぐために造られた袖卯建、土壁、面格子や格子戸などの特徴が見られます。





対象となる行為

建築物の新築等

新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更

※延べ面積の合計が 10 m²以下など、小規模なものは除きます。

ご注意

- 今すぐに、現に存在している建物をルールに合うように改修しないといけないということではありません。
- 指定文化財や登録有形文化財は対象となります。
- ふくいの伝統的民家に認定されている、または、今後、認定をうける建築物については、福井県伝統的民家認定制度に基づく基準にも適合して頂きます。

工作物の新設等

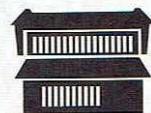
新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更

※高さが 1.5m以下など、小規模なものは除きます。

土地の形質の変更等

まちなみ景観に影響を与える行為

※土地の形質の変更等は、道路整備などによる土地の区画の変更、盛土・切土による土地の形状の変更、農地から宅地への変更などを言います。

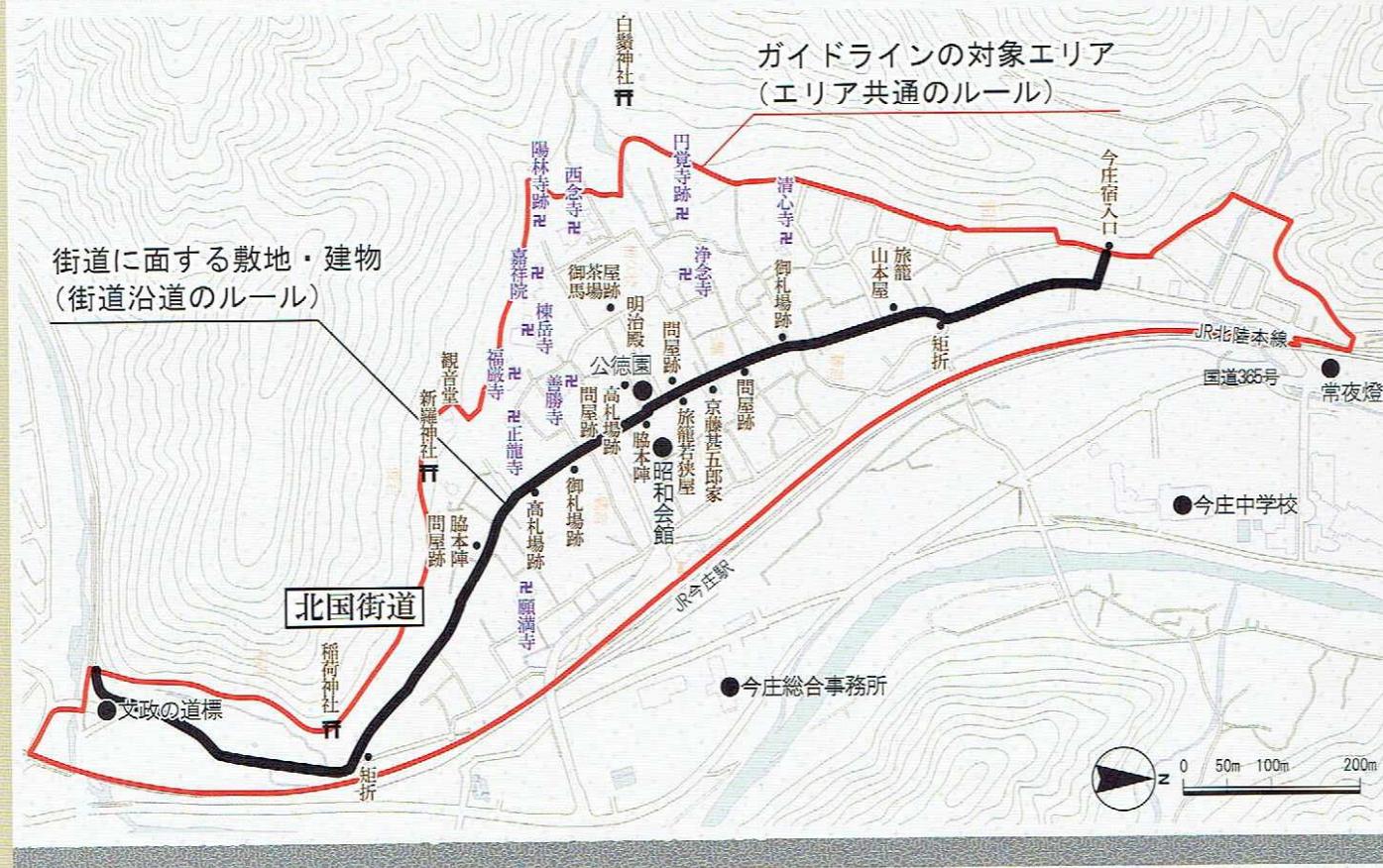


ガイドラインの対象となる範囲

- このガイドラインは、東はJR北陸本線、西は藤倉山の山裾に囲まれた赤線の区域（伝統的民家群保存活用推進地区と同じエリア）が対象になります。
- 「まちなみのルール」は、『エリア共通のルール』と、街道に面する敷地・建物を対象とした『街道沿道のルール』があります。

街道に面する敷地・建物 (街道沿道のルール)

ガイドラインの対象エリア (エリア共通のルール)



基本方針（大切にしたい想い）

◆往時に想いを馳せ、

風情を感じる統一感のある景観づくりを進めましょう。

◆作られた感のない、心が落ち着く景観づくりを進めましょう。

◆細部にもこだわった、魅力を感じる景観づくりを進めましょう。

今も残る江戸期や昭和初期の家屋は今庄宿の宝です。できる限り、今ある家屋を手入れしたり直したりしながら、将来に残していきましょう。

建物の改修や新しく家を建て替える場合などは、次の内容に配慮して今庄宿のまちなみを守り育てていきましょう。

まちなみのルール

○エリア共通のルール / ○街道沿道のルール

建物の位置・外構

○街道沿道では、壁面線が揃った統一感のあるまちなみ景観を形成するため、道路に沿う形で建物を建て、建物と道路の間には駐車スペース等を設けないようにしましょう。やむを得ず、スペースを設ける場合は、道路との境界を石畳舗装で修景したり、緑化を図るなどの配慮を行いましょう。

○空き地の所有者は、周辺住民の方々の駐車場として空き地の活用に協力しましょう。

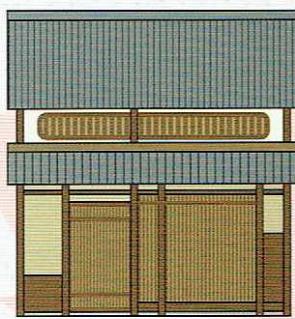
○道路に面して塀をつくる場合は、自然素材を用いましょう。

空き地と道路の境界部に設置した、街道の雰囲気に配慮した板塀



街道沿道は2階建て以下

平入り・勾配屋根(越前瓦)の家並



できるだけ建物前には駐車スペースを設けない

木製プランターによる季節感のあるしつらえ

街道沿道のイメージ

建物の形態（屋根の形や勾配、構造等）



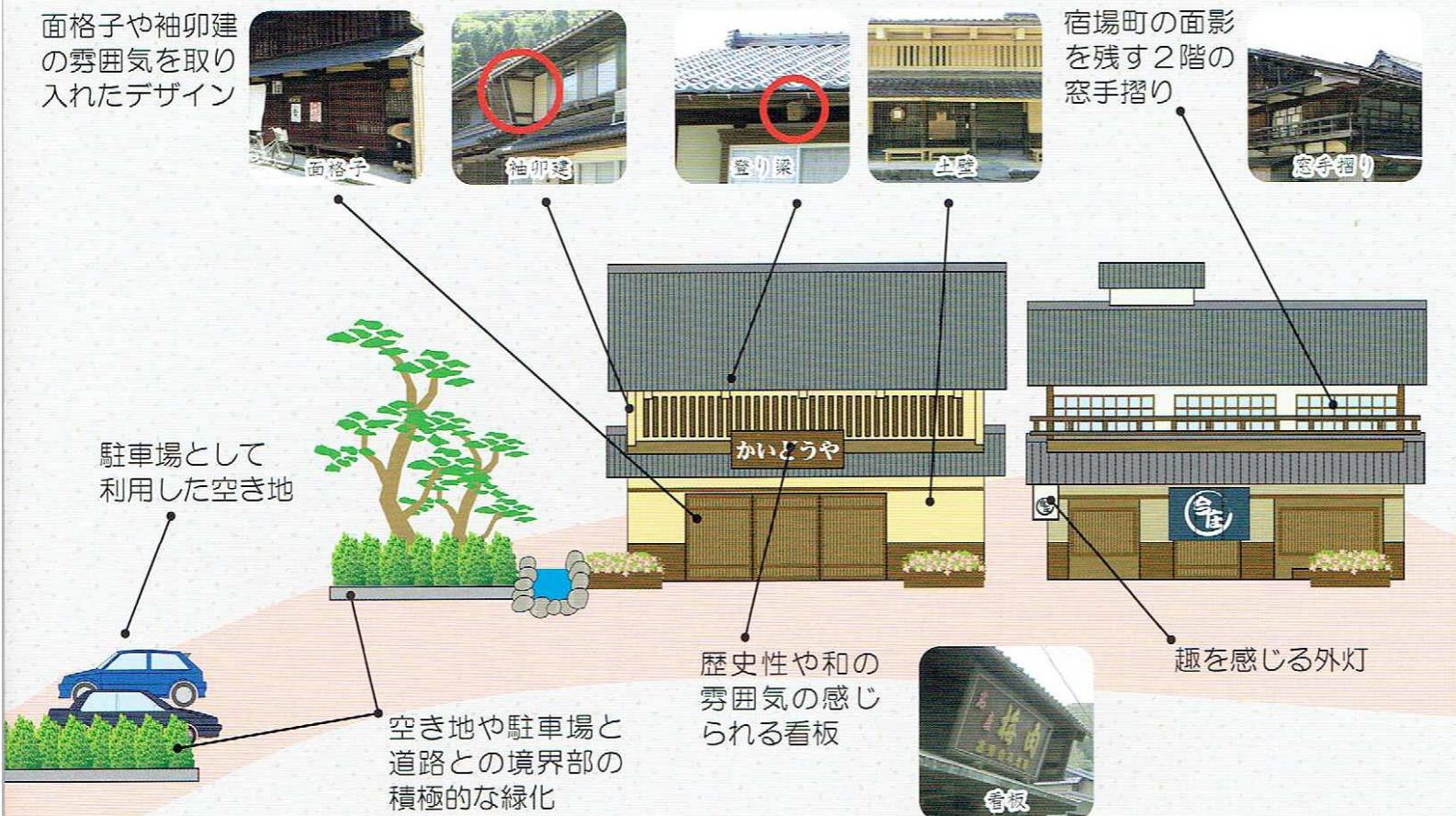
- 建物の外観は、歴史性や和の雰囲気が感じられるデザインにしましょう。
- 街道沿道は平入りとし、勾配屋根（切妻屋根）を設けましょう。
- 屋根は、越前瓦など周囲の景観に調和した素材や色を用いましょう。
- 袖卯建や面格子などの伝統的な建築文化を尊重し、できる限り、デザインとして組み込みましょう。
- 外壁には、板張りや漆喰、土壁などの自然素材やこれらを模したもの、銅版などを使用し、落ち着いた雰囲気を演出しましょう。

建物の階数・高さ

- 街道沿道は2階建て以下（小屋裏3階建てを含む。）を基本とし、周辺の町並みと高さを揃えましょう。

看板のルール

- 看板は、歴史性や和の雰囲気が感じられ、建物と調和したデザインにしましょう。



空き地に関するルール

- 空き地は、道路との境界にまちなみと調和した木製の塀を設置したり、積極的な緑化を図りましょう。また、適切な管理に努めましょう。
- 畑・菜園など、住民同士、住民と来訪者等の交流の場として積極的な活用に協力しましょう。

夜間景観を演出する外灯のルール

- 統一感があり、趣を感じる外灯を設け、風情のある夜間景観に協力しましょう。

建物の色

○周囲の景観と調和しないけばけばしい色は使用せず、多色使いを避けましょう。

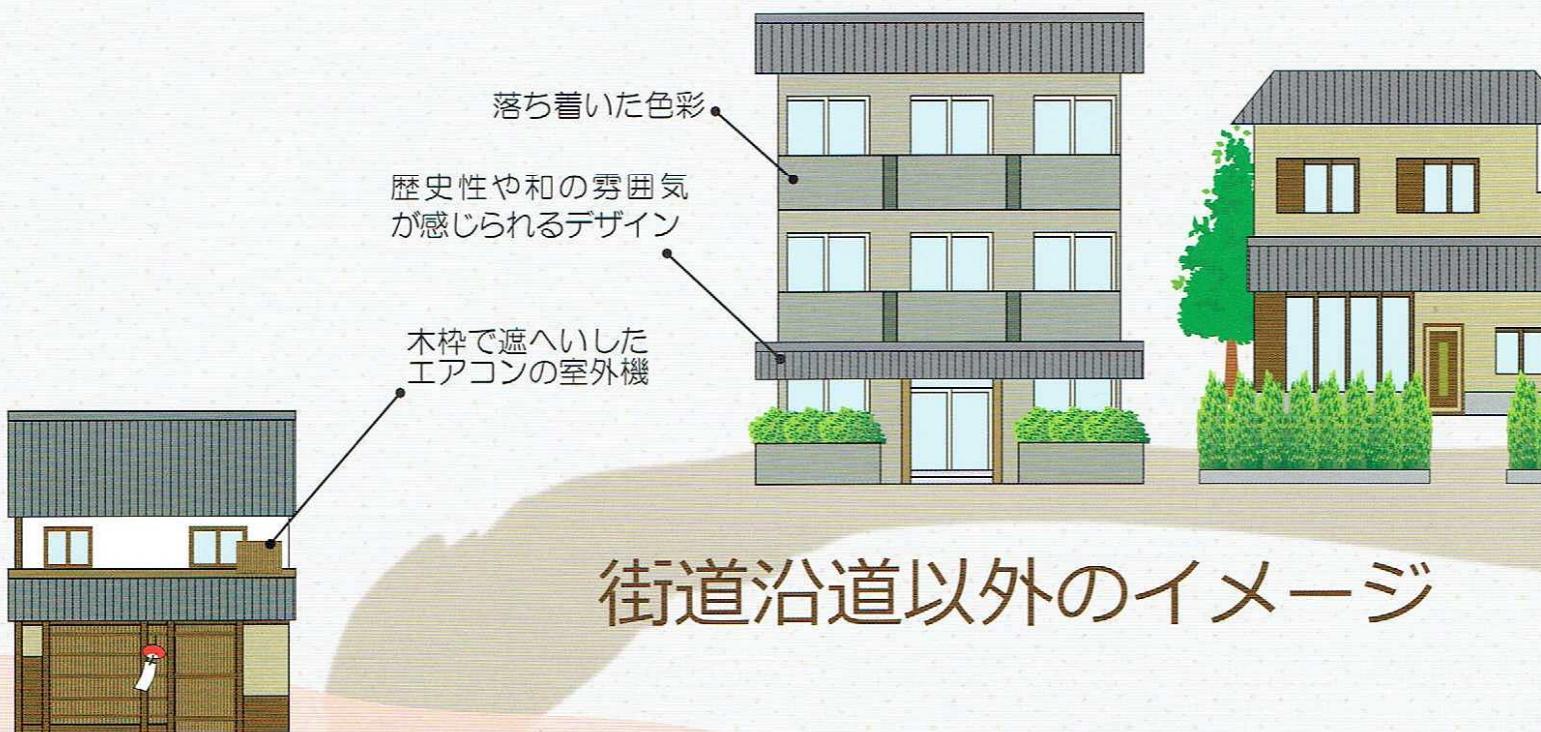
○外壁の表面積の4/5以上は、次を基本としましょう。

- ・無彩色(N)は明度1.5以上
- ・橙色系(YR)・黄色系(Y)は明度2以上・彩度6以下

※特別の着色が施されていない瓦・銅板・木材・土壁・ガラスなどによって仕上げる場合や、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではありません。

色彩

色相	明度	彩度
無彩色(N)	1.5以上	
橙色系(YR)・黄色系(Y)	2以上	6以下
赤・黄緑・緑・青緑・青・紫青・紫・赤紫色系	外壁の表面積の1/5以上には使用できません。	



街道沿道以外のイメージ

○建物の正面部は、その建物の「顔」となる重要なところです。

緑化によりその正面性を活かした、個性の感じられる演出を工夫しましょう。

緑化

建物の玄関先に植木鉢やプランターなどを置き、花・木を植える



建物の玄関先にシンボルとなる木を植える
塀ごしに緑が見えるようにする

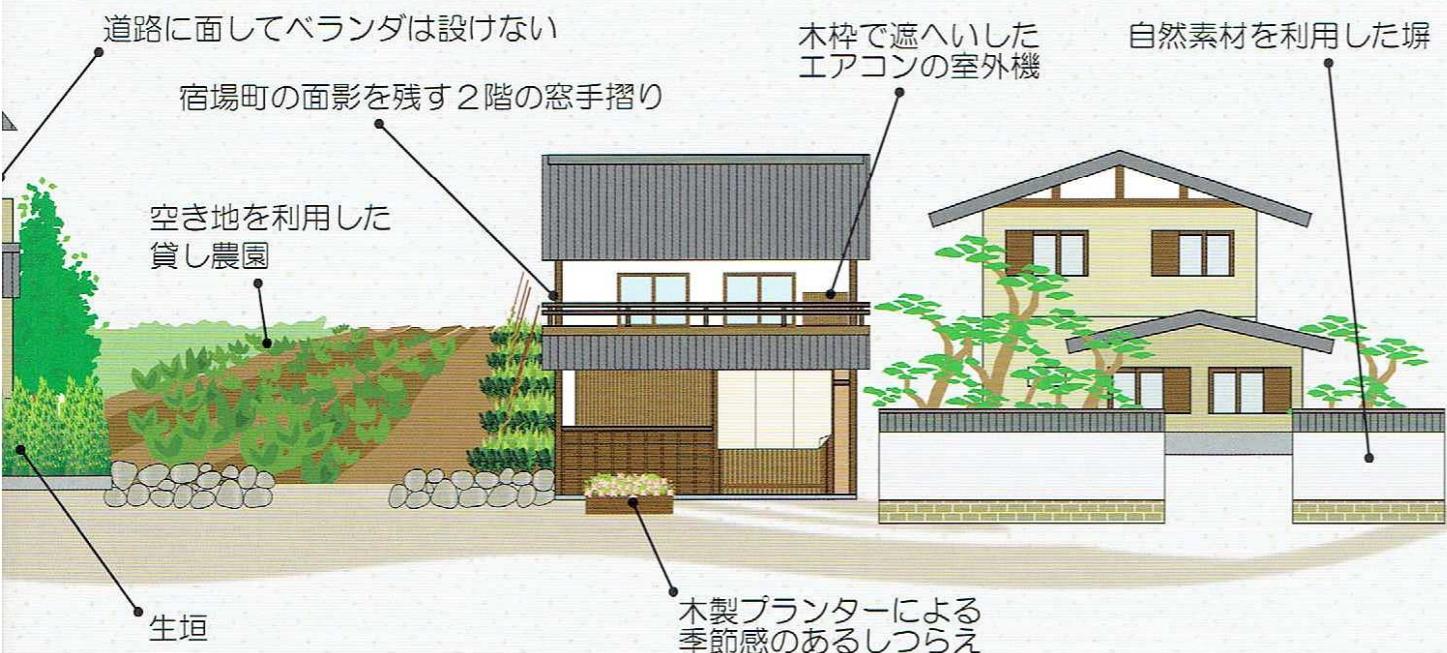


生垣にする



その他

- 道路に面してエアコンの室外機やベランダは設けないようにしましょう。やむを得ず、エアコンの室外機を設ける場合は、周囲の景観と調和するよう、木枠を設けましょう。
- 素材の質感に配慮しつつ、宿場町の面影を残す2階の窓手すりをしつらえましょう。
- 道路に面して花や緑を添えたり、のれんや風鈴を飾るなど、季節感のあるしつらえを大切にしましょう。
- 車庫・カーポート等の附属建築物は、周囲の建築物と調和した、一体感のあるデザインにしましょう。



「ふくいの伝統的民家」のルール（平成24年度現在、18軒が登録）

- 在来工法による木造二階建て（小屋裏三階建てを含む。）の住宅とし、地域の伝統的技術や技能に配慮する
- 外観は、終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調とする
- 本屋（二階の屋根）は切妻屋根、越前瓦葺きとする
- 主たる道路に面する一階部分には、通庇を設ける
- 軒の高さ・軒の出・庇の高さ、主たる道路に面する壁面線は、原則として既存の町並みにそろえたもの
- 主たる道路に面する外壁、軒裏は地域の伝統的建築物を基調とする
- 主たる道路に面する開口部は、格子戸等町家の伝統的意匠を取り入れる





相談・届出について

建物を直そう thought り、家を建て替えよう thought り、まずは「今庄宿プロジェクト協議会」にご相談ください！



助成について（詳しい内容については、お気軽に協議会までお問い合わせください。）

【既存建築物等改修整備支援事業 平成 26 年～29 年度まで】

- ・今庄宿における既存の建物の修景・改修に要する経費に対して補助金を交付します。
ただし、「福井の伝統的民家」、「指定文化財」、「登録有形文化財」は除きます。

<補助事業者（次の全てに該当するもの）>

- 1 当該建築物の所有者又は賃貸借契約を締結している者
- 2 町税等を滞納していない者
- 3 国又は地方公共団体の他の補助金等を受けていないもの

<補助対象経費>

- ・本ガイドラインに基づく外観及び構造体の工事に要する経費

<補助率（補助金）>

限度

- ・補助対象経費のうち、**3分の1**以内（1戸当たり**50万円程度**）

【(参考) 空き家改修支援事業 平成 26 年～29 年度まで】

- ・今庄宿内における地域外からの移住者及び店舗開店者が空き家を改修に要する経費に対して補助金を交付しています。

<補助率（補助金）>

限度

- ・補助対象経費のうち、**3分の2**以内（1戸当たり**100万円程度**）



伝統的民家について

福井県では、所有者の申請に基づき「ふくいの伝統的民家」として認定を行っています。「ふくいの伝統的民家」の保存、地域づくり、景観づくりの普及推進を目的に補助金の交付制度が設けられています。

<補助率（補助金）>

■福井の伝統的民家の外装又は構造体の改修

- ・工事又は購入に要する費用のうち、**2分の1**以内（1戸当たり**300万円**を限度）

■土蔵の外観、門及び塀を地域の景観と調和するように改修する工事

- ・工事又は購入に要する費用のうち、**2分の1**以内（1戸当たり**300万円**を限度）

■福井の伝統的民家の新築等

- ・工事又は購入に要する費用のうち、**2分の1**以内（1戸当たり**160万円**を限度）



今庄宿プロジェクト協議会
南越前町

■発行年月：平成 26 年 10 月

■問合せ先：今庄宿プロジェクト協議会事務局

〒919-0131 南条郡南越前町今庄 75-6 昭和会館内

電話番号：0778-45-0245

メールアドレス：ima-pj@yellow.plala.or.jp